

## 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税が5%から8%になったことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大空町の平成30年度予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分）

59,440 千円

【歳出】

(単位:千円)

区分	社会 保 障 施 策 経 費	平 成 30 年 度 予 算 額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一 般 財 源	
			国 道 支 出 金	そ の 他	地 方 消 費 税 交 付 金 (社会 保 障 財 源 分)	そ の 他
社会 福 祉	高 齢 者 福 祉 施 策 経 費	90,591	8,322	25,249	17,717	39,303
	障 が い 者 福 祉 施 策 経 費	274,410	160,704	1,261	13,216	99,229
	児 童 福 祉 施 策 経 費	416,299	179,850	150,288	28,507	57,654
	合 計	781,300	348,876	176,798	59,440	196,186